

市町村交通災害共済 押印廃止のお知らせ

※ 利便性を図るため、令和6年8月1日以後の請求から、共済見舞金請求において、請求者の押印が廃止されます。

傷害の請求の場合、押印が廃止されるのは、下記の共済見舞金請求書、交通事故申立書です。

共済見舞金請求書（正）

市町村交通災害共済条例の規定に基づき、関係書類を添えて共済見舞金を請求します。
 令和6年8月1日
 岩手県市町村総合事務組合 管理者 殿

請求者	住所	電話（ ） -	添付書類 1 加入者証 2 交通事故証明書 3 交通事故申立書 4 医師の診断書等 5 戸籍謄本 6 生計同一関係申立書 7 委任状 8 その他（ ）
	氏名 (フリガナ)	被災者との関係 ()	
	見舞金の振込先 (請求者名義の預金口座)	銀行・信金 農協・県信連 労金・信連連	支店 支所 ()
		口座番号 番・当 No	
付記			

請求日が令和6年8月1日以降であれば、請求者の押印は不要です。

交通事故申立書

次のとおり交通事故により災害を受けたことを申し立てます。
 令和6年8月1日
 岩手県市町村総合事務組合 管理者 殿

申立人	住所	電話（ ） -
	氏名	被災者との関係（ ）
災害を受けた加入者	住所 (申立人と同一場合記入不要)	
	氏名	
目撃者	上記の事故を目撃し、この申立てに相違ないことを証明します。	
	住所	電話（ ）
	氏名	

※ 死亡や障害の請求については、上記のほか、令和6年8月1日以後の請求から、生計同一関係申立書の押印、印鑑登録証明書の提出が廃止されます。

お問い合わせは
 各市役所・町村役場、又は 岩手県市町村総合事務組合 (☎ 019-622-6279) へ

(令和6年6月)